

町政懇談会 意見交換（事前質問に対する回答）

●質問 1

利根町の活性化施策と町勢の展望について 《企画課》

町では、平成30年度に町の方向性を示しました「第5次利根町総合振興計画（とね魅力アップビジョン）」を策定するとともに、町づくりの将来像を「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」として、5つのまちづくりの基本方針を定め、町の活性化を図るため、様々な施策を展開して、まちづくりを進めております。

また、年々進んでおります人口減少対策につきましては、この総合振興計画との整合性を図りつつ、人口減少対策に関する子育て支援、教育環境、定住促進等の具体的施策に特化した「利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。この総合戦略では、「子育て」と「教育」の施策を軸に、6つの基本目標を定め、居住環境を向上させ、まちの魅力を高めながら、人口減少緩和に取り組んでおります。

現在、町では、総合振興計画や総合戦略の各施策や事業に取り組むとともに、特に、町と関わりを持つ人、いわゆる、関係人口を増やすことに重点をおきながら、町の活性化につなげるよう取り組んでおります。

●質問 2

栄橋、朝夕の渋滞対策について 《企画課》

「栄橋の朝夕の渋滞」につきましては、町の長年の課題となっており、特に平日の朝は、千葉県方面や東京方面へ向かう通勤や通学者が多く重なることで渋滞が発生しております。また、夕方につきましては、特に土日、休日の行楽帰りなどによるものと考えております。

栄橋の渋滞対策は、これまで茨城県により栄橋の右折レーン延長や時差式信号機

の導入により対策が行われてまいりましたが、残念ながら、抜本的な改善には至っていないのが現状です。

県が平成22年1月～3月にかけて、若草大橋有料道路の終日無料措置を3カ月間実施したところ、平日の若草大橋の利用台数が約2.9倍増加し、逆に、栄橋の利用台数が減った経緯がありました。

そこで、町では朝の通勤時間帯にスポットをあて、「若草大橋有料道路の通勤時間帯における無料措置」を行うことで、どのくらい栄橋の渋滞緩和に効果があるのかについて、検証を行うことといたしました。

無料措置の概要についてですが、無料措置の時間帯は朝6時から8時までの2時間で、期間につきましては、9月1日から12月31日までの4カ月間で、全車種、上下線とも無料措置とし、実施しております。

町では、この若草大橋有料道路の無料措置により、栄橋の通過車両を若草大橋有料道路に分散させて、渋滞緩和にどの程度効果があるのか、交通量調査や利用者アンケート調査、また栄橋の通過所要時間調査などを実施しながら効果検証を行っていきたいと考えております。

そこで得られた検証結果については、町民の方や交通事業者及び交通関係の学識経験者などで構成する「利根町地域公共交通会議」において費用対効果などをさらに検証し、ご意見等を伺いながら、今後の渋滞緩和対策について検討してまいりたいと考えております。

●質問 3

利根町の物産紹介は東京のどこで、どのような物産を年何回行っているのでしょうか

《経済課》

利根町産の米を主として東京方面の物産展等に参加しております。

平成 29～31 年は、東京都中央区日本橋にある「東京シティエアターミナル 2 階」で年に 1, 2 回開催される産直市に参加しておりました。昨年は、東京国際フォーラム地下 1 階ホールや上野駅で販売いたしました。販売品は、利根町産のコシヒカリを主として、利根町産の米を使用したどら焼きや手焼きせんべい、利根町産のコーヒー豆を使ったコーヒーなどを販売しております。

今年は、10 月 5 日東京都千代田区にあります「^{くせい}東京区政会館 1 階イベント広場」で開催される「いばらきふるさとフェア」に参加する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となってしまいました。

●質問 4

利根町の魅力を全国に発信できるブランド（農産物・スイーツ・加工品など）を創る気持ちはありますか 《経済課》

利根町の基幹産業は農業、基幹作物は米であり、町内産の米を使用したブランドの開発を中心に考え、次のようなことを実施しております。

まず、米の栽培方法についてですが、有機肥料を使用し、農薬の使用をできるだけ抑え、特別栽培した食味値の高い米の生産に取り組んでいる生産者グループがございます。そのグループは、5 年前からこの取り組みをしており、町といたしましては、栽培の検討会や、研修会への参加などの支援をしております。将来的には、栽培方法をマニュアル化して利根町の生産者に「食味値の高い米利根町こしひかり」として、販売していただきたく願っております。また、小中学校の給食でも使用していただきたいと思ひます。

2 つ目といたしまして、町内産の米を使った炊飯米パックの作成です。昨年度か

ら実施しておりますが、さきほどご紹介させていただきました、生産者グループの食味値の高い米を使用し作成いたしました。簡単に試食することができるので、昨年10月に開催されたいきいき茨城ゆめ国体利根町ウォーキング大会（498人、1000個）の参加者や、昨年と今年11月3日に開催された利根町地場産業フェスティバル（昨年900個、今年1666個）の来場者などに配布し、利根町のお米のおいしさをPRしました。町外のイベントでも配布しております。

3つ目といたしましては、先ほどご説明いたしましたが、町内で生産された酒米ひたち錦を使用して醸造したお酒を作成中で、3月に完成予定です。

最後になりますが、つるくびかぼちゃを使用したポタージュスープです。こちらは、平成30年11月3日に開催された地場産業フェスティバルのプログラムのなかで行われた、「Tone1 グランプリ」でグランプリを受賞したものです。町民の皆様からレシピを募集し、フェスティバルに来場された方に、試食していただき投票によって決定いたしました。つるくびカボチャにつきましては、役場イベントホールで開催される新鮮野菜の直売会や、町外での物産展やイベントなどへ生産者の方に同伴いただきPRをしているところです。

以上のように、町として取り組みを実施しておりますが、すぐには成果が出ておりません。今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

●質問 5

地域おこし協力隊について。コロナ禍や自然災害の脅威が迫る今こそ「ビジネスは首都圏、住まい利根町」を掲げ誘致する絶好のチャンスです早急に具現化しません

か 《企画課》

地域おこし協力隊については、平成29年9月に1名、平成30年4月より1名

の計2名の方に隊員として活動していただいております。

活動内容としましては、町外の方に利根町を知ってもらい、町の知名度を上げるための魅力発信活動や、移住者だからこそ気づくことができる、町の新たな魅力発掘といった活動を中心に取り組んでいただいております。

そういった活動の中で、協力隊は様々な町民の方と関り、これまで役場とはあまり関わっていなかった方とも新しい「つながり」を形成してまいりました。

残念ながら、協力隊の活動は終わってしまいましたが、町としましては、協力隊が築いてくれた、この「つながり」を大事にし、今後も継続して、町の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、時間や場所にとらわれない新しい働き方としての「テレワーク」が急速に普及し、移住先として、地方への関心が高まっております。町としましても、これを都内から移住者を呼び込む重要な機会であると認識しており、テレワーク環境を活用した移住施策について、検討しているところです。

●質問 6

国の法律改正により区長は非常勤特別職から外されたにもかかわらず規則を設け公人扱いをしているのではないかと。町の職務を依頼するのであれば、各地区の住民自治組織（自治会等）を町が指導し育成していく考えはあるか 《総務課》

ご意見のとおり令和2年度より国の法律改正で区長の方々が非常勤特別職として委嘱できないようになりました。

そのため、利根町においても、区長の設置条例を廃止し、非常勤特別職の報酬条例からも区長及び班長を除きました。

しかし、町としては引き続き、町と自治会等を繋ぐパイプ役として区長の方々が必要なので改めて設置規則を制定させていただきました。

次に、組織を町が住民自治として指導育成し育てていく考えについてですが、ご意見のとおり、これからは自治会等が住民自治組織の1つとしての役割になっていくと思います。

今後、この2点（規則の見直し・自治会等の役割）については、区長の皆さまで組織している区長会でご意見などをお聞きし、町と協働できるよう検討していきたいと思えます。

●質問 7

学校統合について、町民の意見やアンケートが行われなかった事に疑問を持ちます。

布川小学校はグラウンドが広く環境も良い所ですが駐車場もなく給食設備も文小学校

より劣るのでは 《学校教育課》

最初に、利根町小学校統合基本方針策定までの経過概要を申し上げます。

昨今の少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化の中、学校の小規模化によって生じる教育指導や学校運営上の課題が一層顕在化することが懸念されたことから、より良い教育環境を整え、教育の質の向上を図ることが喫緊の課題であったため、文部科学省では、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を公表しました。

利根町におきましては、昭和40年代後半以降、宅地開発によって人口が急増し、昭和60年に小学校、昭和63年に中学校の生徒数がそれぞれピークを迎えましたが、その後は減少傾向に転じており、平成19年に中学校2校を1校に、翌年の平

成20年には、小学校5校を3校に統合するなど、小中学校の適正規模につとめてまいりました。

それから12年の歳月が経ち、児童生徒数の減少は続き、今後も引き続き減少することが見込まれた中で、町教育委員会では、平成30年1月に、将来を見据えた町の小中学校の適正規模・配置等について、調査検討する「利根町小中学校適正配置等調査検討委員会」を設置しました。

同委員会からは、9回にわたる審議を重ねた結果、条件が最も整っている布川小学校に令和5年4月に統合することが望ましいという答申を受けたことから、保護者の方等へのアンケート調査を実施しました。

教育委員会では、これら検討委員会の答申やアンケート調査の結果を踏まえ、利根町小学校統合基本方針（案）として取りまとめ、その方針案に対する、町民の皆様からのご意見を幅広く募集するパブリックコメントの実施を経て、いただいたご意見を参考とさせていただき、令和2年3月に「利根町小学校統合基本方針」を策定、公表しました。

また、策定にあたりましては、町議会の厚生文教常任委員会及び議員全員協議会において説明会を行うとともに、町長事務局と教育委員会の協議、調整を行う利根町総合教育会議の中でも話し合いの場を持つなど、これまで各所において様々な調整、議論を重ね、基本方針を策定したという経緯がございます。

町教育委員会では、調査検討委員会の答申及び小学校統合に関するアンケート結果を踏まえ、令和5年4月に小学校3校を布川小学校へ統合することを目指しています。

なお、アンケート対象者をどこまで設定するかということですが、「これからの新しい学校」ということで、小学校に関係する方々を第一に考え、小学校の児童保護

者の方々、町内幼稚園、保育園の園児保護者の方々、また、町教職員を対象としたものでございます。

意見交換会につきましては、コロナ感染症の影響下、開催時期が予定と少しずれましたが、小学校統合基本方針に基づき、より良い統合を目指していくため、その方針をご説明し、意見などをお聞きすることで開催したところでございますが、その中で多くのご意見をいただくことができました。

また、ご指摘の駐車場及び給食設備につきましては、令和5年4月の小学校統合は、「新しい学校」をつくるという思いですので、駐車場整備工事も考えておりますし、給食設備の充実を図るにしても然り、着実に実施していきたいと考えています。

町教育委員会のホームページにつきましても、より見やすい、分かりやすい内容を掲載してまいりたいと考えております。

現在、統合に向けて、利根町立小学校統合準備委員会が設置され、同委員会において、より良い学校となるよう協議を進めている状況でございます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●質問 8

最低限の住民の利便性の確保、これ以上の住民の町外への移住を減らすためにも、

福祉バス・コミュニティバスの運行改善、ダイヤの改正、車輛の拡充・運転手の確保について

《保健福祉センター》

福祉バス（福ちゃん号）は、旧福祉センターの開設に合わせ、利用者専用の無料巡回バスとして運行を開始したものです。現在は、公共施設・スーパー・金融機関などの近くにバス停を設置し、より多くの町民の方に利用して頂けるような運行体系に変更しております。なお、福ちゃん号は、無料で乗車できる福祉バスであり有料の

コミュニティバスとは運行形態が違いますのでご承知おきください。

平成30年4月に1台増車し、現在2台の車両で外回り・内回りの2コースで運行しております。外回りコースが約60分、内回りが約50分程度かけて町内を巡回しておりますが、運転手の休憩時間も考えますと、一日に運行できる本数には限りがございますので、各施設の講座やイベントの開催時間に合わせ運行することは困難でございます。また、バス2台の運行に係る経費は、人件費も含め年間約8,600,000円であり、増車となりますと財源確保が必要になりますので容易ではありません。よって、町内を移動する際には、町が運行する『ふれ愛タクシー』と『福ちゃん号』を組み合わせ利用して頂ければと思います。

ご質問にありますように、今後の超高齢社会を迎える中で、増加が予想される交通弱者の移動手段の確保については、益々重要になるものと認識しております。

現在のところ、新たなコミュニティバス運行につきましては考えておりませんが、これからの交通弱者対策として、公共交通の充実を「利根町地域公共交通会議」において協議する中で、コミュニティバス運行とその必要性についても協議してまいりたいと考えております。

●質問 9

災害時の情報伝達方法で防災ラジオの運用について 《総務課》

「防災ラジオ」や「戸別受信機」は、災害時には威力を発揮するツールであることは承知しておりまして、本年、これらの機器の導入を検討したところですが、導入には多額の費用がかかることから、導入を断念した経緯がございます。

町では、以前から、防災行政無線で放送された内容を、電話で確認できるフリーダイヤルのテレフォンサービスを行っており、町情報メール一斉配信サービスでも、

放送内容を配信しております。メールの登録方法など、ご不明な点がございましたら、お気軽に 役場 総務課 までお問い合わせいただければと思います。

また、現在、スマートフォンによるアプリの導入を検討しており、このアプリを登録していただくことで、スマートフォンに見やすいアイコンが表示され、プッシュ通知により町から情報が入手できるようになります。

アプリの内容や操作方法等が決定しましたら、広報とねや町公式ホームページでお知らせしたいと考えております。

なお、導入が完了しましたら、出前講座での説明も可能となりますので、是非ご活用いただければと思います。

●質問 10

第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、6次産業化に向けた研究・

商品開発への支援が記載されているが、その現状と今後の具体的な支援について

《経済課》

利根町の現状といたしましては、農業を大規模経営しております1件の会社が、6次産業に取り組んでおります。商品といたしましては、赤飯・もち・みそでございます。

今後の具体的な支援等ですが、すでに商品として販売しているものについては、町HP や役場 1 階イベントホールにございます、地産地消協力店 PR コーナーで紹介するとともに、地場産業フェスティバルへの出店をお願いし、町民の皆様に幅広く知っていただきたいと考えております。

今後の町の商品開発といたしましては、昨年度より制作しております、「炊飯米パック」がございます。手間をかけずにおいしく食することができます。皆様もご存

じかとはございますが、昨年 10 月に開催されたいきいき茨城ゆめ国体利根町ウォーキング大会（498人，1000個）の参加者，昨年・今年と11月3日に開催された利根町地場産業フェスティバル（昨年900個，今年1666個）などで配布したものでございます。

利根町の基幹産業は農業，基幹作物は米でありますので，町内産の米を使用した6次産業化を中心に考えております。

町内の商店等に働きかけをしながら，今年度までは町で作成いたしますが，来年度以降は町内の商店等に炊飯米パックの販売等を行っていただく計画でございます。町としては，炊飯米パックの作成，販売等の支援をしていきたいと考えております。

2つ目といたしましては，町内で生産された酒米「ひたち錦」を使用して，お酒を醸造する計画を進めており，3月に完成する予定でございます。まだ，商品として出来上がってはございませんが，完成した際には町内はもちろん，町外や県外にも広くPRしていきたいと考えております。今後は，こちらも炊飯米パック同様，町内の商店等に販売していただきたく働きかけをしていきたいと考えております。

以上ご説明しましたように，町として具体的に商品を作成してございますが，町が製造元となった場合，販売することが困難となります。先ほどもご説明いたしましたが，町が具体的な商品を作成しておりますので，この商品を町内の商店等に引き継いでいただき，製造・販売をお願いしたいと考えております。その際は，できる限りの支援等をしていきたいと考えております。

●質問 11

国，地域社会，生活の問題をテーマに外部専門家又は役場の担当者を講師とした住

民参加セミナーの定期的な開催について 《総務課》

役場の専門担当者が講師を行う講座については、出前講座がございます。これは、町で用意したいいくつかのメニューもしくは、担当課と協議したメニューに対して、申し込みをいただき、講座を行うものです。

ご意見にありました外部専門家による住民参加セミナーにつきましては、各事業担当課において必要に応じ講師等を招き、住民の方々を対象に行っております。

今後も、町政に関心を持ってもらえるきっかけとなるようなセミナーを開催して参りたいと思います。

●質問 12

町内のスーパー等の撤退に関連しての対応等について 《経済課・企画課》

①撤退したスーパー2店舗について

- ・民間企業のことですので、回答は差し控えさせていただきます。
- ・生産品を置いている生産者についても上記と同様です。

②今ある3店舗について

- ・民間企業のことですので、パート、アルバイトの人数、土地建物の賃貸契約の内容については回答を差し控えさせていただきます。
- ・ランドロームに生産品を置いている生産者についても同様です。

③今後スーパーが撤退した場合の対応策についての法的根拠（条例等）の整備について、どのように進められますか？ というご質問ですが、基本的には、現在ある「企業立地促進条例」に基づき、支援策を講じてまいりたいと考えております。

●質問 13

利根ニュータウンの冠水問題について 《建設課》

ニュータウン道路冠水が発生した場合は、豊田新利根土地改良区管理の立木の農業排水機場のポンプの作動を豊田新利根土地改良区にお願いし、排水路の水を汲み上げて新利根川に放水して対応しております。

新利根川の水位が下がれば、町全域での道路冠水は終息に向かうと考えられることから、根本的な冠水問題解決に向けての対策としては、利根町の雨水排水の最終放流先である新利根川の流下能力の向上が重要な課題であると考えており、新利根川の流下能力の向上を図る茨城県が実施する新利根川改修事業の継続を要請して参りました。

令和元年度は、維持工事として惣新田裏で河道の土砂撤去（工事延長465m、搬出土砂4400m³）が実施されております。

令和2年度は、立木地内宮宿橋から寺下橋間の一部区間の河道暫定掘削による護岸工事が発注されており、現在、新利根川の改修も再開していただいております。

●質問 14

シティプロモーションセミナーによりフェリス女学院と縁ができました今後の展開は、企画課だけではなく、各課がいっしょになったプロジェクト・チームを作って
はどうか 《企画課》

11月7日開催の「利根町シティプロモーションセミナー」は、163名のご参加を得て開催することができました。ご参加いただいた方々に改めて御礼申し上げます。

今回のセミナーでは、フェリス女学院大学の春木先生を始め、同大学の学生や町

民パネラーの方々から、貴重なお話をお聞きすることができ、私たちも大変勉強になりました。

また、春木先生のご講演にもありましたように、まちの本当の姿とは、そこに住む人々の暮らしや文化・歴史といった「まちの記憶」と繋がりながら創られていくものだということを実感いたしました。

今回ご意見をいただきました、「各課が一緒になったプロジェクトチームの結成」につきましては、今後のまちづくり、シティプロモーション事業を進めていく上で参考とさせていただきたいと思えます。

今後も地域の方々との交流を通じて「まちの記録や記憶」を残していけるよう努めていきたいと考えております。

貴重なご意見・ご提言ありがとうございました。

●質問 15

地域防災計画のなかにウィズ・コロナに合わせた避難場所の確保や避難の仕方の具体的な指針を盛り込んでほしい また、町長直轄の危機管理室の設置をお願いしま

す 《総務課》

感染症対策を含めた災害への対応につきましては、今後、地域防災計画の修正の際に、反映したいと考えております。

また、災害時には分散避難の方法として、知人、親戚の家なども、避難先として確保する必要があることを、令和2年5月1日付の各戸配布文書で周知しております。

なお、危機管理室の設置につきましては、来年4月に、防災危機管理課を設置する方向で準備を進めております。

●質問 16

町の人口減少対策として、大利根交通へ朝夕夜のバス便増発を働きかけてはどうか

大利根交通へは補助をしているのか 町でコミュニティバスを運行すべきではない

か 《企画課》

現在、町の公共交通は、町が交通事業者に委託し、ドア・ツー・ドアで運行するデマンド型乗合いタクシーの「利根町ふれあいタクシー」と、町直営で町内を無料で巡回している福祉バスの「福ちゃん号」、それと、町内唯一の民間路線バスである「大利根交通路線バス」がございます。

町では、この3つの主な公共交通をより充実させ、町民の皆様の利便性向上に努めているところでございます。そのため、大利根交通路線バスにつきましても、利便性向上に加え、利用促進を図るため、定期的に大利根交通自動車株式会社と協議を行っております。

大利根交通自動車と協議を重ねた結果、利便性が図られた事例をひとつ申し上げますと、先日、町公式ホームページでもお知らせしましたが、11月16日に大利根交通路線バスのダイヤ改正が行われました。

これにより、町内において比較的、通勤・通学者が多い、もえぎ野台地区の利便性向上が図られ、地区内の路線延長やもえぎ野台から取手駅間の増便も実現できました。

大利根交通への町からの補助はいたしておりません。

町では、このように、交通事業者と利便性向上について、協議を重ねております。

また、交通事業者や町民の代表者、交通関係の学識経験者等で構成する「利根町地域公共交通会議」においても、公共交通に関する事項について協議・検討を行っております。

ご意見・ご質問にあります「大利根交通路線バスの布川地区と布佐駅や取手駅間の増便」及び「コミュニティバス運行の必要性」につきましても、今後、交通会議の検討事項として、広く専門的なご意見を伺ってまいりたいと考えております。

●質問 17

住民自治基本条例（仮称）策定の進捗状況及び今後のプロセスについて 《企画課》

住民自治基本条例につきましては、これまでに17回の検討委員会を開催し、検討を進めてまいりました。

ご質問の、町民の方に対する説明の場や意見を伺う機会については、何らかの形で設けたいと考えております。

その具体的な時期や回数、形式については、今後、検討委員会の中でご意見をいただきながら決めていきたいと考えております。

●質問 18

避難所における新型コロナ感染防止対策用の補助金100万円の使用について

《総務課》

コロナ渦における各地区集会施設等への分散避難を想定し、その避難所となる集会施設の整備・補修や、防災備蓄品の購入に要する費用を、1地区当たり100万円を限度として補助する事業を実施しておりますが、補助の対象となるものは、あくまでも、集会所や自治会館の施設及び敷地内で実施する事業、また防災備蓄品を収納する防災倉庫の購入を想定しております。そもそも、今回の地区に対する補助金は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を原資として活用しているため、交付金の活用は、あくまでコロナ対策に要する費用に限られてい

ます。町といたしましては、これらを踏まえつつ、できる限り幅広く活用できるような制度設計を行っております。

ご要望の、地区内への防犯灯の設置、蛍光灯のLED化につきましては、補助の対象外とさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思っております。

●質問 19

地震に伴う断水時の防火水槽内の水の一時使用について 《総務課》

まず、防火水槽内の水は、平常時には火災発生時の消火用水として確保しているものです。大規模な災害が発生し非常事態となれば、生活用水としての使用もやむを得ない場合もあると思いますが、災害により火災が発生しているという事態も想定しなければなりません。

よって、この件につきましては、災害発生時には災害対策本部を設置することになりますので、消防署等の関係機関とも協議したうえで、その都度決定したいと考えております。

なお、大規模な災害が発生し、仮設トイレの設置が必要である場合は、民間業者と協定を結んでいることから、必要な地域に早期に調達できる体制を整えております。

●質問 20

質問事項：「広報とね」について 町民参加を促すような紙面づくりを期待いたしま

す 《総務課》

ご意見ありがとうございます。

今年度は、コロナの関係で実施できませんでしたが、町民レポーターを起用し、

身近な町の話題などを広報とねで届ける事業を計画しておりました。来年度もコロナの関係でどうなるかわかりませんが、事業を改めて始めたいと考えております。

今後も、多くの皆さまに見てもらえる紙面となるよう努めてまいります。